

茅ヶ崎市安心まごころ収集事業

安心まごころ収集とは？

ごみや資源物を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、ごみ等の戸別収集を行っております。また、声をお掛けしてごみを収集することで、安否の確認も同時に行っております。

対象となる世帯は？（令和4年度から要件を緩和します。）

茅ヶ崎市内に住所を有し、次のいずれかに該当し、本人または家族などの同居者のみでは集積場所にごみ(資源物)を持ち出すことが困難であり、かつ地域や親類など身近な人の協力も得られない世帯を対象とします。

新要件（令和4年4月1日から）

- ・身体障がい者のうち、在宅で肢体不自由の障がいの程度が1級もしくは2級の人
- ・在宅の高齢者(65歳以上)で要支援1から要介護5の人（従来は要介護2から要介護5）
- ・上記のほか、同等な状態にあると市長が認める人

ごみや資源物の収集回数とは？

ごみや資源物の収集回数は次のとおりです。

※「ごみと資源物の収集カレンダー」とは異なります。

- ・燃やせるごみ → 週2回(月・木曜日もしくは火・金曜日)
- ・燃やせないごみ → 月2回(指定された水曜日)
- ・資源物 → 月2回(指定された水曜日)

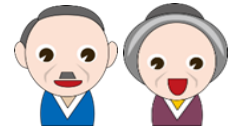
※燃やせないごみと資源物は同時収集です。



安心まごころ収集の申請方法

安心まごころ収集を希望する場合は、申請が必要です。

申請にあたっては、ご親族、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、担当ケアマネジャーなどとともにご相談ください。



1.申請書を手りする

「茅ヶ崎市安心まごころ収集申請書」は、次の窓口で配布しています。また、茅ヶ崎市のホームページよりダウンロードもできます。

(URL:<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/gomi/004136.html>)

辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所、小出支所、
障がい福祉課、高齢福祉介護課、環境事業センター、
小和田公民館、鶴嶺公民館、松林公民館、南湖公民館、香川公民館

2.必要事項を記入して申請書を提出する

お申し込みは、次の窓口で受け付けています。

辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所、小出支所、
障がい福祉課(障がい者世帯)、高齢福祉介護課(高齢者世帯)、環境事業センター

3.訪問調査を受ける

お申し込み後、茅ヶ崎市環境事業センターから連絡があり、訪問調査が実施されます。訪問調査後、環境事業センターで審査を行い、利用の可否を決定します。なお、訪問調査では、関係者の方の立ち会いをお願いしています。

お問い合わせはこちら

安心まごころ収集事業全般について

環境事業センター業務担当 電話:**0467-57-0200**

障がいのある方の安心まごころ収集お申込みについて

障がい福祉課(障がい福祉推進担当) 電話:**0467-82-1111**(代表)(内線 3212)

ご高齢の方の安心まごころ収集お申込みについて

高齢福祉介護課(生きがい創出担当) 電話:**0467-82-1111**(代表)(内線 2122)